

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。 農用地について、土壤汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施するとともに、水域経由でのばく露リスク評価を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	533,321	531,855	415,548	333,991
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	533,321	531,855	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	392,000	400,000	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 土壤汚染対策法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	71	-	-
	年度ごとの目標値							
	2 農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	85	85	87	87	集計中	-
	年度ごとの目標値							
	3 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	80	100	100	100	100	
	年度ごとの目標値							
	4 水域経由でのダイオキシン類の曝露リスク評価	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	
	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○土壤汚染対策法の運用状況、土壤汚染対策の実態を把握するための都道府県・政令市への施行状況調査を実施した。また、指定調査機関の信頼性確保のための技術管理者試験を実施した。</p> <p>○農用地土壤汚染対策地域については、平成22年度末までに6,577haが指定されており、対策事業の実施等を経て、87%に当たる5,702haが地域指定を解除された。(平成23年度の数値については、平成24年12月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域については、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>○ダイオキシン類汚染土壌の下に非汚染土壌が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壌で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが、カラム試験を通じて明らかになった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○土壤汚染対策の実態把握のための施行状況調査結果を踏まえ、必要に応じて土壤汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の検討を行う。また、水に関する環境基準等の改正を踏まえ、未規制物質の環境基準項目の追加、見直しの検討が必要。</p> <p>○農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染の場合にあっては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 農用地土壤汚染防止法の施行状況(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
-------------------------------	--

担当部局名	土壤環境課	作成責任者名	粕谷 明博	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------